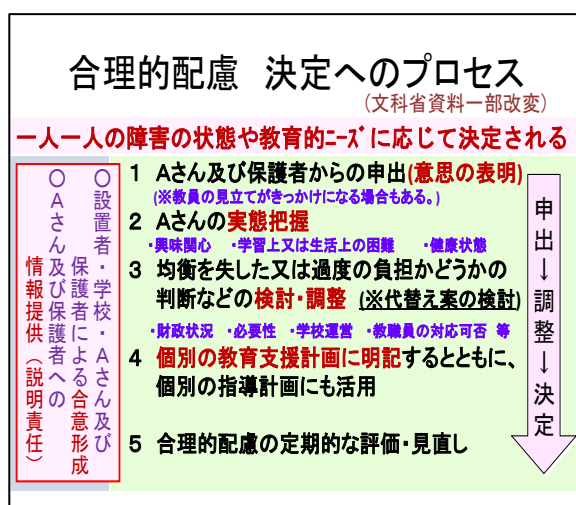


## 4 合理的配慮の提供と一人一人を大切にした教育の推進



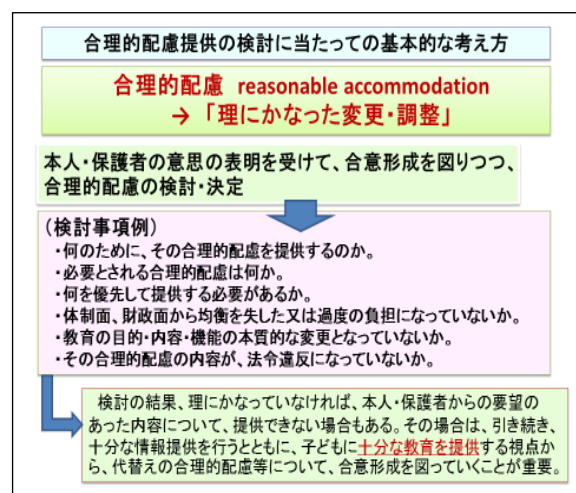
(図 19)

### (1) 合理的配慮決定までのプロセス

合理的配慮決定までの基本的な流れは、次のとおりです。

- ①文書または保護者会等での保護者への周知
- ②本人・保護者からの申出(意思の表明)の收受
- ③実態把握及び判断などの検討・調整(合意形成)の実施
  - ・校内で検討(均衡を失した又は過度の負担でないか、実施可能か)
  - ・本人・保護者との合意形成(建設的な対話や代替え案の提示等)
- ④決定・提供
  - ・個別の教育支援計画に明記
- ⑤評価・柔軟な見直し(修正)
  - ・十分な教育が提供できているかという視点で評価
  - ・適切な支援の継続のために引継ぎ等に活用

なお、合意形成が困難な場合の相談窓口については、校内で共通理解しておき、保護者からの相談に対応できるようにしておくことが重要です。



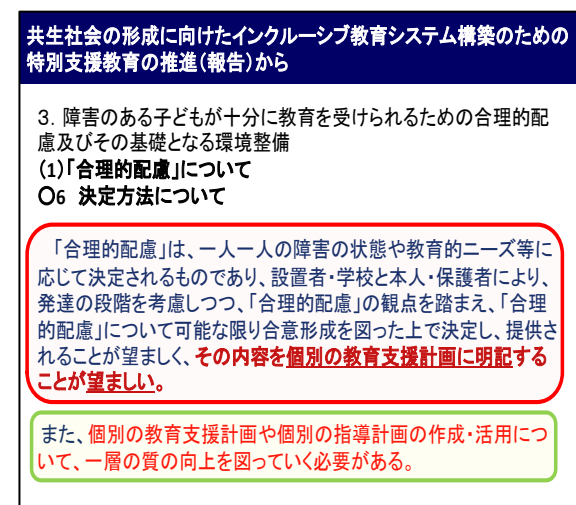
(図 20)

### (2) 校内における検討

校内で、合理的配慮の提供について検討する場合には、以下の事柄に留意する必要があります。

- ①本人にとって必要とされる合理的配慮は何か。
- ②何を優先して提供するのか。
- ③体制面、財政面から均衡を失した又は過度の負担になっていないか。
- ④教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか。
- ⑤その内容が、法令違反になっていないか。

校内での検討の結果、均衡を失した又は過度の負担があり、実施可能でないと判断した場合には、合理的配慮が提供できない場合もあります。しかしながら、十分な教育を提供するとの観点から、保護者への情報提供を十分に行い、代替え案を提示する等、建設的な対話を進め、合意形成を図っていく必要があります。



(図 21)

### (3) 合理的配慮の内容と個別の教育支援計画

保護者との合意形成を経て決定した合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画へ明記し、校内連携及び学校間連携(引継ぎ)のツールとして活用することが重要です。

このことにより、本人にとって有効な支援が途切れることなく継続され、十分な学びを保障することにつながります。また、保護者としては、学校に対して同じ話を繰り返し行う必要がなくなる等、時間的・心理的余裕等、負担軽減につながります。

なお、個別の教育支援計画は個人情報が含まれた資料となるため、取扱い及び保管には十分に配慮するとともに、個別の教育支援計画の移行(引継ぎ)は、本人・保護者の同意のもとに行う必要があります。

**(参考)学校における合理的配慮の例** (文科省資料一部改変)

<p><b>視覚障害(弱視)のAさん</b> 【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。 ○廊下側の前方の座席 ○教室の照度調整のためにカーテンを活用 ○弱視レンズの活用</p>	<p><b>肢体不自由のBさん</b> 【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。 ○教室を1階に配置 ○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置 ○車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消</p>
<p><b>学習障害(LD)のCさん</b> 【状態】書くことが苦手、特にノートテイクが難しい。 ○板書計画を印刷して配布 ○デジタルカメラ等※による板書撮影 ○ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音 (※データの管理方法等について留意)</p>	<p><b>聴覚障害(難聴)のDさん</b> 【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。 ○教室前方・右手側の座席配置(左耳の聴力を生かす) ○FM補聴器の利用 ○口形をはっきりさせた形で会話(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)</p>
<p><b>病弱のEさん</b> 【状態】病弱のため、他の子どもと同じように運動することができない。 ○体育等の実技において、実施可能な課題を提供</p>	<p><b>知的障害のFさん</b> 【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。 ○話し言葉による要点を簡潔な文字にして構配することにより、記憶を補助する。</p>

(図 22)

#### (4) 合理的配慮の例

校内で提供できる合理的配慮の例が文部科学省から示されています。この他にも、国立特別支援教育総合研究所のホームページ内の「インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)」には、障害種・学年・在籍学級別に368件を超える提供例(平成30年9月30日現在)が示されています(「インクルDB」との入力で検索可能)。また、文部科学省が発行している「教育支援資料」(平成25年10月)にも、障害種別に「合理的配慮」の観点を示されていますので、参考にすることが可能です。(文部科学省のホームページに掲載中) 本県においても「合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～」を発行しています。(平成29年3月)(千葉県教育委員会ホームページに掲載中)

**「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向けて**

「障害を理由とする差別の禁止」はもちろんであるが、公立学校等においては、本人・保護者の意思の表明に基づく「合理的配慮」の提供が、法令上義務化(私立学校は努力義務)されることを踏まえた対応をする必要がある。

**【対応例】**

- 合理的配慮等に関する正しい理解のための研修の実施
- 校内体制の整備
- 本人、保護者への丁寧な情報提供
- 学校の教育方針等への反映
- 教育課程編成上の留意事項等への反映
- 合理的配慮等に関する相談体制(相談窓口も含む)の整備
- 合理的配慮等の事例の収集や蓄積

**【合理的配慮を踏まえた教育活動の展開】**

- 合理的配慮の背景、趣旨及び合理的配慮の否定は差別になること等を正しく理解すること。
- 合理的配慮の概念を踏まえた授業を行うこと。
- 従来からの教育資源を最大限工夫し活用すること。
- 共生社会の形成に向けた教育活動を創造すること。

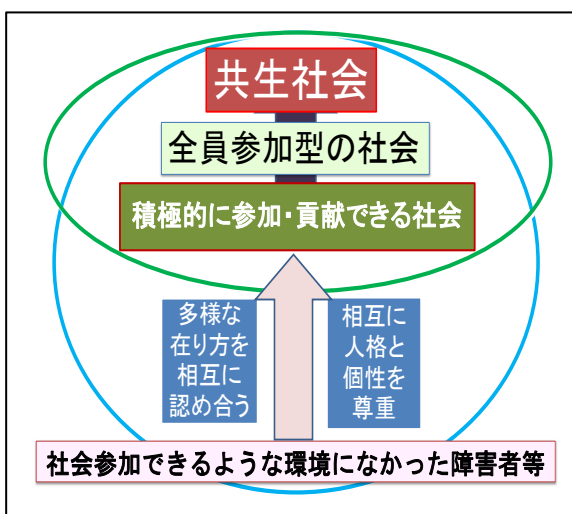
(図 23)

#### (5) 障害者差別解消法の施行に向けて

「障害者差別解消法」においては、「障害を理由とする差別の禁止」とともに、本人・保護者の意思の表明に基づく「合理的配慮」の提供が、法令上公立学校等には義務化されています。

学校が対応すべき点については、左図に示したとおりですが、何よりも、合理的配慮等に関する相談体制(相談窓口も含む)の整備を含めた校内体制の構築が重要となります。

なお、合理的配慮の背景・趣旨に加え、合理的配慮の否定は「差別」になること等を正しく理解するとともに、従来からの教育資源を最大限活用しつつ、共生社会の形成に向けた教育活動を創造することが肝要です。



(図 24)

#### (6) 共生社会の形成

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。

それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。

このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題であると言えます。

共生社会の形成に向けて、「障害者権利条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。